

ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法及び国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認できない。

また、ロシアは原子力発電施設等への攻撃に加え、プーチン大統領は、今回の軍事侵攻に際し核兵器の使用を示唆するような発言をしている。このことは、世界の恒久平和の実現を目指す世界連邦都市宣言の精神に反するもので強い憤りを覚える。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して厳重に抗議するとともに、ロシアは即刻ロシア軍による攻撃を停止し、ウクライナから完全撤退するよう、また、関係国政府においては一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

京都府綾部市議会